

# 技術的条件（案）

資料920作11-3

	新基準（現行基準に追加）		(参考) 現行基準	
周波数	920.5–923.5MHz	920.5–925.1MHz	920.5–923.5MHz	920.5–928.1MHz
占有周波数帯幅	200kHz		200kHz×n (n=1~5)	
空中線電力	現行基準と同じ		20mW以下 (13dBm)	
空中線利得	現行基準と同じ		3dBi以下	
周波数共用方式	ローデューティーサイクル (LDC)	周波数ホッピング (FH)	キャリアセンス	
キャリアセンスの受信時間	—	—	5ms以上	128 μs~5ms
送信時間	—	—	4s以内	400ms以内
休止時間	—	—	50ms以上	2ms以上
送信時間の総和 (無線設備あたり)	—	720s/h以下 (Duty20%) (925.1MHz以上の無線チャネルを使用した時間も含む)	—	360s/h以下 (Duty 10%) (複数の無線チャネルを切り替えて使用する場合に限り、720s/h以下)
送信時間の総和 (チャネルあたり)	36s/h以下 (Duty1%)	36s/h以下 (Duty1%)	—	360s/h以下
ホッピングチャネル 数	—	規定しない	—	—
単位チャネルの 送信時間制限	—	※	—	—

※FH方式（キャリアセンスなし）における送信時間制限の規定は以下のとおりとする。

「特定の周波数の電波を発射してから0.4s以内にその電波の発射を停止し、かつ、当該停止から4sの時間を経過するまでの間は同一周波数の電波の送信を行わないものであること。ただし、最初に電波を発射してから連続する0.4s以内の場合は、その発射を停止した後、同一周波数の電波を再送信することができる。」